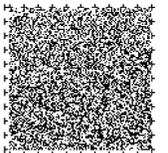


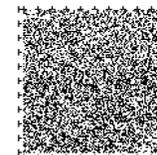
意見具申（案）についての修正及び意見

資料 2

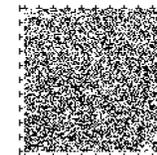
ページ	修正内容	意見内容
全般	第 1 章及び第 2 章における提言の文章について、意見を踏まえて、一部修正。	意見具申は都に対するものであり、提言の主語は「都が」となるべきなので、語尾の書き方について留意した方がいい。
		「現状」と「提言」のところで、「必要である」、「重要である」という表現が両方に出てくる。これらは認識用語だと思うので、整理した方がいい。
3 4	3 ページの「バリアフリー」の語句説明の内容を修正。 また、それに合わせて、4 ページの本文や合理的配慮の語句説明で出てくる「社会的障壁（バリア）」という表現を「バリア」に修正。	「社会的障壁（バリア）」という表現は、なじみのない言葉を2つつけてわかりにくい。バリアという言葉がこの中で定義して、以降はバリアという言葉を使い続けてはどうか。 社会的障壁をバリアとするのであれば、意見具申だけの定義となるので、そういうことを明らかにした方がいい。
4	5 つ目の○で、「すべての人が意識を変え」を「すべての人の人権を尊重した上で」に修正。	「すべての人が意識を変え」という文章を「すべての人が互いの人権を尊重し」に修正してほしい。 5 ページの 1 つ目の○で「大切なのは、身につけた技術等をまちなかで実践することである」というところは、心のバリアフリーは知識や技術さえあればいいというニュアンスに伝わる。



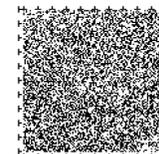
ページ	修正内容	意見内容
5	4つ目の○で、「当事者を含め」を追加。	障害者や当事者は支えてもらうだけではなく、バリアフリーの社会と一緒に作っていくという考え方が大事。3つ目の○のところで、「施設やサービスを提供する事業者、当事者が一体となって」と修正してほしい。
6	「障害者と付き合う中で、戸惑ったり悩んだりした経験」の調査結果を追加。	(事務局修正) 現在の状況についてのデータを補足。
10	「(2)公共交通機関等におけるベビーカーを利用しやすい環境づくり」について、意見を踏まえて修正。	ベビーカー利用に関する協議会のところで「検討している」とあるが、平成26年3月にベビーカーマークは作成された。 また、キャンペーンはバス事業者も一緒に行っているので、付け加えてほしい。
11	【目指す将来像】に、「困っている人からも手助けを求めやすい」を追加。	声かけは重要だが、一方通行的に、健常者から声をかけるだけではなく、高齢者や障害者からも多方向で声をかけていくことが重要。



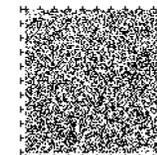
ページ	修正内容	意見内容
11	<p>「Ⅰ 子供へのユニバーサルデザイン教育等の都内全域への波及」の現状について、意見を踏まえて1つ目と2つ目の○を追加。</p>	<p>教員養成の段階で、障害のある子供たちに対する教育を受けていない先生に対して、都としてどのような対応をしているのか。現状について書いた方がいい。</p> <p>子供たちへの教育の前に、まず教員に対する研修をしっかり行っていることを書き込んで、それをさらに広げていくということを書くと、教育に対する意識がより高まる。</p> <p>都の教育委員会が人権教育プログラムに基づき取り組んでいることは明記した方がいい。</p>
11	<p>これまでの福祉のまちづくり推進協議会の意見具申等の表現を踏まえ、そのままとする。</p>	<p>教育現場では、現在、「子供」という表記は使われておらず、「子ども」となっており、考えてもらいたい。障害者という表記も、障がい者と書かれている文献が増えてきている。</p>
14	<p>「Ⅳ 事業者における接遇向上研修等の普及促進」の提言で、社員等に対する教育に関する取組について追加。</p>	<p>バスの運転手や電車の車掌の接遇は良いが、タクシー運転手の接遇向上も必要。</p> <p>Ⅳで、事業者においては、すべての人を消費者として、利用者として、権利があることを徹底してもらいたい。</p>



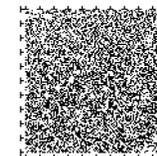
ページ	修正内容	意見内容
14	「V 施設・設備の適正利用や障害者等の理解促進に向けた普及啓発の強化」の提言の2つ目で、「メディアやイベントの活用等」を追加。	都がスポンサーになって、障害者に対する理解のためのキャンペーンやCMを東京MXテレビなどで行ってほしい。
14	「V 施設・設備の適正利用や障害者等の理解促進に向けた普及啓発の強化」の提言で、広く都民に向けて主体的に考えるよう促す取組について追加。	友人が電車内で貧血を起こして倒れそうになっても、席を譲ってもらえず大変だったという話を聞いた。こういう話を聞くと、当事者意識を持ちにくい人にも関心を持ちやすくなる。
15	2つ目の○で、「健常者を想定して提供されていることから」を「すべての人にとってわかりやすい形で提供されておらず」に修正。	(事務局修正) 表現上の修正。
15	下から3つ目の○で、「確実に」を追加。	「必要とする人に迅速に情報が届くよう」を「必要とする人に迅速かつ確実に情報が届くよう」と修正してほしい。
15 16	15ページの下から2つ目の○を追加し、「情報の受け手側から発信者に要望等を伝えることも必要である」旨を記載。 また、16ページ「2 情報面での障害特性等と必要な配慮の例」の冒頭の説明でも、「当事者からの意見を聞くこと」等について追加。	情報の受け手の方からの発信に触れた方がいい。受け手の側の受け止め状況の把握は必要で、さらに要求を発信することも含めた双方向のやりとりが可能であることも含めて、目指す将来像と考えたい。



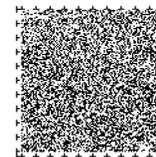
ページ	修正内容	意見内容
16	<p>「2 情報面での障害特性等と必要な配慮の例」における冒頭の説明で、「共通に見られる特性として、外見からわかりにくいこと」について記載。</p> <p>また、各項目の特性等からは「外見からわかりにくいこと」を削除。</p>	<p>肢体不自由、高齢者、外国人には、「外見からはわかりにくい」という表現がない。他にはすべて入っているが、程度の差こそあれ、すべて共通なので、一まとめに記述した方がいい。</p>
16	<p>「(1)視覚障害(全盲、弱視)、色弱」の必要な配慮の4つ目の○で、「行政や事業者により作成される」を追加。</p>	<p>視覚障害者は、電化製品の説明書やスーパーの広告が読めないといった情報障害もある。</p>
16	<p>「アクセシビリティ」の語句説明を「情報アクセシビリティ」と改め、内容を修正。</p>	<p>アクセシビリティの注釈について、アクセシビリティという言葉に対象の範囲は含まれていないはず。意見具申の中だけの定義なのか、明確にした方がいい。</p>
17	<p>「(1)視覚障害(全盲、弱視)、色弱」の必要な配慮として、「困っていても視覚障害のある人から援助を求めることは困難なので、まずは周囲の人から声を掛ける配慮が必要である」ことを既に記載。</p>	<p>視覚障害者は、だれがどこにいるかわからないので、こちらから声をかけることができない。障害の特性として考えてほしい。</p>
17	<p>「(3)知的障害、発達障害、精神障害」の特性等で3つ目の○を追加。</p> <p>また、必要な配慮の1つ目の○について、意見を踏まえて修正。</p>	<p>(3)の特性等に「知的障害のある人は、抽象的な概念の理解が困難である」と追加してほしい。</p> <p>必要な配慮の1つ目の○は、知的障害にも当てはまるので、「自閉症等、発達障害のある人は」という主語を削除するとともに、「予期しない出来事」だけだとハプニングへの対応のように取られるので、「急な予定の変更や予期しない出来事に対して敏感なので」と修正してほしい。</p>



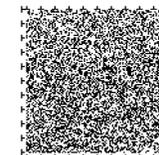
ページ	修正内容	意見内容
18	「(4)肢体不自由」の特性等で、「移動の補助として、杖、歩行器、車いすなどを使用している人がある」旨を1つ目の○として追加。	(事務局修正) 肢体不自由の特性等について補足。
18	「(4)肢体不自由」の必要な配慮の2つ目の○について、「本人の意思や気持ちを丁寧に聞き取り、正しく理解することが必要」を追加。	発声にかかわる障害者には、絵やジェスチャーを使えばいいと受け取れる。聞き手には、正しくあるいは忍耐強く受け止めてもらいたいというのが一番なので、書き方を変えてほしい。
18	「(5)内部障害、難病患者」の特性等について、2項目追加。	内部障害、難病患者のところは、もっと色々なことが含まれているはず。体の麻痺、歩きにくくなっている、治療の後でとてもつらいなど、大きなことがあり得るので、もっと書いた方が理解が進む。
19	「(7)高齢者」の必要な配慮で、「ヘルプカードのようなカードが有効である」旨を2つ目の○として追加。	高齢者への必要な配慮として、特に認知症になった方には、ヘルプカードを身につけることが必須だと思う。
19	「(8)乳幼児連れ、子供、妊産婦」の必要な配慮で、妊産婦への配慮を5つ目の○として追加。	(事務局修正) 妊産婦への必要な配慮を補足。



ページ	修正内容	意見内容
19	「(9)外国人」の必要な配慮で、「シンプルな内容でのわかりやすい情報提供が必要である」旨を3つ目の○として追加。	(事務局修正) 外国人にも共通する配慮であることから追加。
20	都の施策として、「⑦公職選挙実施に伴う障害者への配慮」を追加。	選挙公報や自治体が出している広報をアクセシブルにすることは基本中の基本。提言の中に入れてほしい。
24	行政等による印刷物やホームページが幅広く対象となるよう、Iのタイトルを「施設が提供する情報の充実及び情報アクセシビリティの確保」から「情報提供の内容の充実及び情報アクセシビリティの確保」に修正。	
24	「I 情報提供の内容の充実及び情報アクセシビリティの確保」の提言の2つ目について、「点字や音声への変換ソフトが対応できる内容」と修正。	ホームページに音声読み上げ機能をつけることがアクセシブルになるとは限らない。スクリーンリーダーという読み上げソフトを使っている人もいるので、表現の方法を検討した方がいい。
24	「I 情報提供の内容の充実及び情報アクセシビリティの確保」の提言の2つ目について、「点字版や音声版による提供」を音声コードよりも先に記載するよう修正。	印刷物では、音声コードよりもまずは点字や拡大文字、それから、音声テープ、その後に音声コードが必要であると考えたら入れないといけない。今の表現だと、音声コードを入れればアクセシブルになると理解される。



ページ	修正内容	意見内容
24 41	上記のとおり修正するとともに、J I S規格の基準については、参考資料として既に掲載している。	国及び地方公共団体等の公的ホームページは、「JIS X 8341-3 : 2010」に準拠することが望ましいと考えられている。また、この基準は国際的なガイドラインの情報も反映されているため、オリンピックを開催する東京都の公共団体では、特に準拠する必要がある。
28	「IV イベントや会議等における情報保障の充実」における提言で、「映画や公演に日本語字幕や音声ガイドをつける取組」について追加。 また、「権利」については、4ページに「すべての人の人権を尊重した上で」を追加。	情報保障は権利であることを記す。
30 全般	「おわりに」を追加し、オリンピック・パラリンピックを契機に、心のバリアフリーと情報バリアフリーの取組をより一層推進していくことが重要であること等を記載。 また、その他の箇所についても、同様の趣旨で修正。	改めて、今、心のバリアフリーと情報バリアフリーに取り組む意義を強調する必要がある。



ページ	修正内容	意見内容
32 ～37	主な区市町村の取組事例について参考資料として掲載。	「区市町村独自に実施している例もある」とあるが、この区市町村独自の取組が大切だと思うので、取り組んでいる区市町村を具体的にあげてほしい。そうしないと全体像がつかめない。
32 ～37	年度ごとの取組状況については把握が難しいため、学校以外での取組や情報バリアフリーの取組も含めて、先駆的な区市町村の事例について参考資料として掲載する。	都内の学校で実施されている心のバリアフリーのための取組について、できれば年度ごとに、どのくらいの学校が取り組んでいるか示してもらいたい。

